

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成27年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,188事業所

② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から255事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員 初任給関係の調査職種482人、初任給関係以外の調査職種10,055人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、91,908人である。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	産 業 計				
		212事業所	86事業所	92事業所	34事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 業 採 取 業 , 建 設 業		8	3	4	1
製 造 業		121	47	57	17
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		29	9	12	8
卸 売 業 , 小 売 業		18	10	5	3
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		6	3	3	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		30	14	11	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が42所あった。
 2 調査対象事業所255所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた254所に占める調査完了事業所212所の割合(調査完了率)は、83.5%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	196,853 円	200,641 円	190,446 円	195,000 円
	短 大 卒	174,704	185,641	165,130	X
	高 校 卒	163,067	166,521	159,679	158,757
新 卒 事 務 員	大 学 卒	193,724	197,738	185,701	-
	短 大 卒	166,317	182,358	160,792	-
	高 校 卒	163,143	163,747	162,480	X
新 卒 技 術 者	大 学 卒	203,821	209,431	199,487	195,000
	短 大 卒	181,483	186,749	172,851	X
	高 校 卒	163,032	168,017	158,625	157,150

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。
 3 「X」は調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較

試 験 区 分	地 域 手 当 支 給 区 分	初 任 給 月 額	民 間 初 任 給 と の 差	(参 考) 民 間 初 任 給
大 学 卒 業 程 度	6 級 地 (県内地域等)	184,704 円	▲12,149 円 (▲6.6%)	196,853 円
短 大 卒 業 程 度		164,008	▲10,696 (▲6.5%)	174,704
高 校 卒 業 程 度		150,072	▲12,995 (▲8.7%)	163,067

- (注) 民間初任給は、大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を、短大卒業程度については短大卒の新卒事務員・技術者を、高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を、それぞれ対応させている。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	19 ^人	51.3 ^歳	663,929 ^円	3,016 ^円	660,913 ^円
	工 場 長	45	53.8	775,238	197	775,041
	事 務 部 長	197	53.2	619,146	586	618,560
	技 術 部 長	261	52.6	702,356	1,727	700,629
	事 務 部 次 長	71	51.2	604,720	3,751	600,969
	技 術 部 次 長	67	51.2	538,802	2,234	536,568
	事 務 課 長	507	48.9	540,489	3,792	536,697
	技 術 課 長	681	50.8	590,237	4,246	585,991
	事 務 課 長 代 理	163	46.6	477,260	42,658	434,602
	技 術 課 長 代 理	142	45.6	505,240	83,700	421,540
	事 務 係 長	702	44.6	445,361	72,103	373,258
	技 術 係 長	925	43.1	484,452	112,914	371,538
	事 務 主 任	350	42.2	365,479	54,479	311,000
	技 術 主 任	440	40.8	403,476	62,984	340,492
	事 務 係 員	2,159	36.5	298,051	39,323	258,728
技 術 係 員	2,034	36.2	339,276	65,830	273,446	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>本表 2 企業規模500人以上， 本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	
<p>係の長及び係長級専門職</p>	
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち，課長代理以 上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において，職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	12 ^人	52.8 ^歳	716,885 ^円	4,977 ^円	711,908 ^円
	工 場 長	36	55.2	832,222	256	831,966
	事 務 部 長	114	53.0	694,813	1,010	693,803
	技 術 部 長	204	52.8	746,802	1,682	745,120
	事 務 部 次 長	49	51.4	664,635	5,492	659,143
	技 術 部 次 長	29	51.5	591,460	0	591,460
	事 務 課 長	327	49.1	589,035	4,094	584,941
	技 術 課 長	502	51.4	614,148	4,085	610,063
	事 務 課 長 代 理	114	46.5	502,118	49,254	452,864
	技 術 課 長 代 理	94	45.4	502,579	79,209	423,370
	事 務 係 長	504	45.0	470,055	79,208	390,847
	技 術 係 長	655	42.4	485,364	116,522	368,842
	事 務 主 任	177	42.7	373,551	54,607	318,944
	技 術 主 任	265	39.8	414,125	62,068	352,057
	事 務 係 員	1,146	36.4	311,384	42,005	269,379
	技 術 係 員	1,270	37.1	349,000	67,031	281,969

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 9 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級, 4 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6 ^人	47.7 ^歳	580,187 ^円	0 ^円	580,187 ^円
	工 場 長	9	49.4	584,568	0	584,568
	事 務 部 長	67	53.2	517,394	0	517,394
	技 術 部 長	49	52.3	528,264	2,109	526,155
	事 務 部 次 長	22	50.7	476,469	23	476,446
	技 術 部 次 長	38	50.9	496,523	4,028	492,495
	事 務 課 長	169	48.3	446,044	2,453	443,591
	技 術 課 長	148	47.4	472,183	3,197	468,986
	事 務 課 長 代 理	44	46.6	419,866	28,866	391,000
	技 術 課 長 代 理	32	43.9	486,584	90,065	396,519
	事 務 係 長	161	43.6	377,611	54,959	322,652
	技 術 係 長	212	47.0	476,340	87,576	388,764
	事 務 主 任	139	41.8	365,734	58,990	306,744
	技 術 主 任	157	42.7	390,930	65,310	325,620
	事 務 係 員	805	36.4	280,586	35,176	245,410
	技 術 係 員	624	33.3	304,848	56,229	248,619

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表7級, 8級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表5級, 6級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表4級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表3級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表2級（一部は3級）</p>
	<p>行政職給料表1級</p>

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	1	X	X	X	X
	工 場 長	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	16	54.2	552,624	284	552,340
	技 術 部 長	8	48.9	495,009	715	494,294
	事 務 部 次 長	-	-	-	-	-
	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-
	事 務 課 長	11	51.1	517,474	14,578	502,896
	技 術 課 長	31	49.6	460,098	13,494	446,604
	事 務 課 長 代 理	5	49.1	434,565	19,187	415,378
	技 術 課 長 代 理	16	50.3	558,049	102,776	455,273
	事 務 係 長	37	42.7	374,514	40,523	333,991
	技 術 係 長	58	44.6	496,942	131,478	365,464
	事 務 主 任	34	41.7	318,463	35,957	282,506
	技 術 主 任	18	39.1	338,080	57,942	280,138
	事 務 係 員	208	37.9	269,593	35,908	233,685
	技 術 係 員	140	34.3	335,363	91,808	243,555

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 6 級, 7 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	5 ^人	54.7 ^歳	941,109 ^円	0 ^円	941,109 ^円
	研究部(課)長	65	51.2	703,031	1,536	701,495
	研究室(係)長	46	49.5	639,283	1,486	637,797
	主任研究員	137	43.7	595,773	22,466	573,307
	研 究 員	188	35.8	452,950	29,045	423,905
	研 究 補 助 員	66	29.8	362,064	19,547	342,517
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X
	副 院 長	12	57.1	1,528,179	53,983	1,474,196
	医 科 長	31	47.1	1,144,615	98,930	1,045,685
	医 師	33	36.8	1,202,123	122,858	1,079,265
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X
	薬 局 長	3	50.8	567,680	0	567,680
	薬 剤 師	42	36.6	397,560	65,252	332,308
	診療放射線技師	56	37.9	392,107	34,067	358,040
	臨床検査技師	56	40.4	386,111	39,132	346,979
	栄 養 士	19	39.3	315,976	32,833	283,143
	理学療法士	52	30.7	303,624	29,029	274,595
	作業療法士	30	29.0	280,931	26,804	254,127
	総看護師長	4	57.0	617,160	227	616,933
	看 護 師 長	34	49.1	505,750	55,805	449,945
	看 護 師	165	36.5	345,660	19,192	326,468
准 看 護 師	83	41.6	314,429	29,752	284,677	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	58.5	600,325	0	600,325
	大 学 教 授	20	62.1	594,432	0	594,432
	大 学 准 教 授	9	47.6	445,278	0	445,278
	大 学 講 師	13	46.0	408,180	0	408,180
	大 学 助 教	13	38.6	339,169	0	339,169
	高等学校校長	2	62.0	733,750	0	733,750
	高等学校教頭	7	53.6	649,523	0	649,523
	高等学校教諭	70	42.6	487,668	0	487,668

備	考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
構成員3人以上の室（係）の長	
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上	
部下に看護師又は准看護師5人以上	

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事	支店長・工場長	4 ^人	62.5 ^歳	443,684 ^円	0 ^円	443,684 ^円
	60歳男性	-	-	-	-	-
務	事務・技術部長	22	61.7	485,705	0	485,705
	60歳男性	11	-	554,473	0	554,473
・	事務・技術部次長	3	62.5	607,545	0	607,545
	60歳男性	1	X	X	X	X
技	事務・技術課長	22	62.1	327,350	0	327,350
	60歳男性	7	-	292,364	0	292,364
術	事務・技術課長代理	-	-	-	-	-
	60歳男性	-	-	-	-	-
関	事務・技術係長	8	64.0	300,921	1,374	299,547
	60歳男性	-	-	-	-	-
係	事務・技術主任	-	-	-	-	-
	60歳男性	-	-	-	-	-
職	事務・技術係員	458	62.5	259,503	17,251	242,252
	60歳男性	87	-	267,832	26,067	241,765
種						

備

考

その1の1企業規模計の備考欄参照

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項 目 企業規模	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	% 95.5	% 39.9	% 87.1	% 48.3	% 4.5
	500人以上	98.4	28.0	92.8	48.5	1.6
	100人以上 500人未満	95.7	46.7	81.6	52.2	4.3
	50人以上 100人未満	88.2	53.3	86.7	36.7	11.8
課長級	規 模 計	84.5	32.5	86.6	47.1	15.5
	500人以上	81.0	15.2	93.4	44.1	19.0
	100人以上 500人未満	90.9	44.0	81.5	52.6	9.1
	50人以上 100人未満	76.5	42.3	84.6	38.5	23.5

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

家族手当制度がある	配偶者の収入による制限			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない		
79.5%	(92.4%)	[81.0%]	[19.0%]	(7.6%)	20.5%

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない
1.6%	98.4%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,031円
配偶者と子1人	21,475円
配偶者と子2人	28,557円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	63.6%
支給しない	36.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の並数階層	30,000円以上31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規 模 計	57.7%	42.3%	50.6%	49.4%	49.0%	51.0%
500人以上	61.8	38.2	46.5	53.5	44.1	55.9
100人以上500人未満	56.3	43.7	54.2	45.8	53.2	46.8
50人以上100人未満	52.2	47.8	49.4	50.6	47.7	52.3

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	17.4%	17.4%	10.2%	10.2%
30%	47.5	64.9	30.4	40.7
29%	—	64.9	—	40.7
28%	—	64.9	—	40.7
27%	0.4	65.3	0.6	41.2
26%	—	65.3	—	41.2
25%	34.7	100.0	58.8	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第22表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況

	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与	92.9%	4.0%	3.1%	—
年間賞与	84.0%	3.6%	2.1%	10.3%
年間給与	92.9%	4.0%	3.1%	—

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。